第 39 号 鳥取県監査公告第十号 **◇監査公告** 西伯東部農業改良普及所等の定期監査の 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十 目 岩美蚕業指導所等の定期監査の結果公表 查 公

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日発行(但体日に当じかきは翌日)

九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関 の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表

> 米子東髙等学校 米子西髙等学校

> > 二月

八日

二十五日

二十二日

米子農業改良普及所 日野北部農業改良普及所

気髙農業改良普及所

八頭西部農業改良普及所

昭和三十六年五月二十四日

鳥取県監査委員

松

原本

治 利

郎治

教育研究所 館

科学博物館

鳥取商業髙等学校 倉吉東髙等学校 八頭髙等学校

二目 十日

三月 二十四日 十七日 六日

同同

同 同

堀 井

查 個

監

東伯西部農業改良普及所 西伯東部農業改良普及所

東伯中部農業改良普及所

同同同同同同同同

昭和三十六年一月九日 江 上 行 年 実 善 月 日

十二日 十一日

十八日 十三日

昭和36年5月24日 水曜日 鳥 取 県 公

3

報 (号外) 第39号 経営の改善に着着その成果を挙げていたことは同慶 経営の改善に着着その成果を挙げていたことは同慶のい力等によつて順調に発展し、本県農業の生産向上と農家 業技術水準の向上とともに関係機関及び諸団体の認識協 業務全般にわたり実施した。 区支所)のうち、今回の監査は標記七ケ所を対象に所管 その結果普及事業は発足以来既に、 県下二一地区に設置されている農業改良普及所

十数ヶ年経過し農

法人化等等農政の曲り角というべき情勢の中で、 機的結合と最近での農業の体質改善、 たりである。 協同組織化、

本的検討を加え普及活動を現状より一層効果的に伸張せ 普及事業には大きな課題が残されているが、 種その活動面に困難性があり、ことに農業諸施策との有 と認められるので、 うに現状の組織体制では到底これに対処することは困難 しかしながら普及事業は他の指導機関の業務と異り種 めるよう適切な措置を要望する。 県はこの際現地機関の活動体制に抜 後述するよ 今後の 農業

ね

細部事項は概ね次のとおりである。

2

関に配当し、普及体制の充実強化と効率的運営を期

また、現在本庁勤務職員の定数は努めて第一線機

せしめるべきと考えられるので充分検討考慮された

普及組織体制について

 \subseteq

地

大きくしわ寄せとなつているので、 者の援助を受けていない所にあつては、現地活動に 復等内務事務に追われ、 週一日の集会日を設けているが、 良普及員は全域)により普及活動に当り事務所には で残りは本庁勤務職員である。現地機関に配置され 業改良普及員は一二五名、 欠員中)この定数のうち第一線に配置されている農 良普及員一三〇名、生活改良普及員二九名(現在 制を整える配慮が必要である。 他内部事務の整理を断行するとともに、 課からの調査照復事務は規制し現行の報告文書その たこれら農業改良普及員は、旧町村担当制 本県農業改良普及員等の本年度国庫定数は農業改 地区協議会よりの事務補助 生活改良普及員は二六名 各所とも調査、 努めて本庁関係 現地活動体 (生活改

監 米子農業改良普及所 気髙農業改良普及所 東伯中部農業改良普及所 東伯西部農業改良普及所 日野北部農業改良普及所 八頭西部農業改良普及所 西伯東部農業改良普及所 查 箇 所 同 同 口 同 昭和三十六年一月九日 司 同 二十五日 十八日 十三日 十二日 . 十 Н 荻 松 荻 松 荻 松 荻 松 荻 松 戸 井 上原本原本原本原 本 原 本 田 本 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 員員員員員員員員員 員 員 員員

	鳥	取	県	公	報	(号	外)	第39号
_							_	

も、 さ、 たこれ	五八		三完	1,<00		六二四	1,1110		=~#00	#* 000	Ħ00	ج ر =100	_ 六	西伯東
九五、一八九	六、二八四			ラ 大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (0、九00一七、四00	10,50	0 1,1110	004.1	# 、 000	Ħ, 000	17,1100	三、六00	É	倉吉
四七、六三五	四門、七二二	_	三 9 5	00H,1	斯·1图011、图00	五、一四	0 1,110	004.1	1, #00	Ħ 、 000	17 HOO	東、三声0	五	か南
五、ヤロス	七	九 六		二、图00	100 m < 000	= ' =		1,100	H 100		U.₩00	八百00	Д	ク西
四二里	吴、公至	111,000		-, <00	<u> </u>	时, 1410		00t,1	17,100		二、并00	六三00	六	中
五八、八二八	五四、七九二	111,000	一、六〇	1.700	* 1010 10 1100	六 三(0.110		17,400	H,000		₹ , ₩00	六	東伯東
せこ、八八0	古四、二六八			II, E00	大型101101100	大三(E. 000	# ~ 000	±00	八四00	Д	気高
三、吴三	美、 吾三		一、五三	1,1100		E 1100			11,000			图~1100	덛	加南
さつ!	五八、八八四	三世 、 000	一	11,100		五,二六0	·	1,100	m, 000		11,400	で量0	t	<i>"</i> 西
至三、八二四	三、		二、五〇四	1,<00		五、大〇	1,110		三、五00	Ħ 、 000	#00	六 三 00	<u> </u>	ル 中
四三、中三二	四六0八0	111,000	1,000	1、年00		四、四四〇		00¢,1	11,000	000 H	11,1100	五二年0	_±	八頭東
040,441	一			四、八00		10、1回			< ` 000	Ħ, 000	H00	1六、く00	六	鳥取
云、C六三	₹ 、 0至四	五 四 0 0	五	1,1100		三、六四0			11,000			™ 1100	NA.	ク西
五七、七六七	高、二六0	10,040		11,100	五、九六〇 10、1100	五、九六C			三年00			で、量0	人士	岩美東
勤	費 旅	料損	費水	郵 券 料	基本料	電話料	タストクト	バオイトト	自転車	タス トクー	バオイトト	炭	員	普 所及 名
超	額日	及料 借	熱 光	費	信運搬	通	料	繕	修	質	料費	燃	人	区 分
	-		 	(割り当と実支給分)	(割り火	他	費その	昭和三十五年度普及所需要費並び旅費その他	所需要	度普及	一十五年	昭和三		

5 3 その職務内容の特異性にかんがみ別途普及職の設定 意が望まれる。 等所遇改善につき関係当局の検討考慮が必要と認め 普及員の特技化と資質、教養の積極向上に格別の配 に、国に対し要請するとともに県独自の施策による 九、果樹四、そ菜二)である。 ているが、特技普及員は 県 下に僅か一五名 (畜 産 等に加えて営農に対する髙度の技術指導が要請され 用及び管外異動等について関係当局の善処が望まれ頻繁に行われていた普及所があつたが、普及員の採 い。なお、生活改良普及員の更迭が短期間でしかも 普及事業は発足以来十数ケ年経過してきたが、機 現行の普及員は一般行政職の格付と同様であるが 農業技術の進展に伴つて近年酪農中小家畜、 ことに、特技普及員の定数確保については、

さら

水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号

率に支給されているごときは改善の余地がある。 修繕費にも事欠ぐ状態である。 配車してから七、 また、日額旅費の支給状況も普及員一人当り一ケ 八年から十年の長期にも及びその

も緑の自転車は既に耐用年数は経過し、長いもので

果樹

する予算的配慮が望まれる。 もつともこれらの活動経費は、国の基準単価の低い 月十日間(一、〇〇〇円内外)程度でしかも概ね一 ことも認められるが、 本県の活動実態から実状に即

(各所の需要経費の配当状況)

昭和36年5月24日

動力及び活動経費等は不変で、

かりに機動力をみて

11 11 11

11,400

17000

11,000

子 南 西 中

H, 1H0 五二三三 ×, =00

港

三、至0

90

Ħ**、**000 五**、**000 H, 000 Ħ,000

日野北 境 米

™ #00 1,H00 六年00 11,000

南

で、量0 べ 1000

水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号

計

「東国、 「東国、 「東国、

1日、000次0、000 17 HOO 1.HOO

益、000 11,000

表

1			
二、九日	二八〇	研修、連絡、出張その他	4
四、一日	三九五	会議打合、審査、調査活動	3
九、一日	八四四	直接農民に接する現地活動	2
六、八日	五四一	普及所內勤務	1
二六、四日	二、四〇六	平均総時間	
一ヶ月当り	時間数	区分	

一	二八一	六五 九	五 八 四		三: 五	五四一	100	二、四〇六	均 ——	平
一三・九	三四四	六六・四	五四三	_;	一八・一	四五七	00	二、三二六	四	Ξ
一 四	三〇	六六・四	五七二		一九·二	四五四	00	二、三六六	=	Ξ
三五五	二九九	六二・九	四九五五	_ ;	二四・六	五八四	100	二、三七八	=	Ξ
一 〇 四	五三三	六四・九	五七六	_	二四・七	六〇1	100	二、四川〇		Ξ
九 · 四	=	六七・〇	六四二		二三・六	五七九	100	三、四五二	0	Ξ
九 · 五	11111七	六七・五	大七六	-	11111 • 0	五七〇	100	二、四八三	九	=
%	時間	%	間	時	%	問	%	問	3	弇
他	管外そ	活動	地	現	内勤務	普及所士	間	総時	た 	Ē
		13						-		表
		1					•			

 \equiv 1 6 普及活動について れている。 時間数(農業改良課資料)は次表一 れも逐年減少をたどつている。 ある。 ないので、 て一普及所当り一四、 回も指摘し要望したが、本年度から国の措置によつ 過去六ケ年間における普及員一人当りの年間勤務 普及所に事務補助者一名宛の設置については、 さらに国に対し増額措置を要請すべきで しかしこれでは年間通じての雇用が出来 ○○○円程度の賃金が考慮さ のとおり Z. 何 前

1H, 1100 00t,1 004,1 00t,1 へ、20 1,110 1,1 1,110 1四二、元四0 111111100 10,040 九六00 六九00 1,0EC 0.光点,中 081.t 0回0、中 图 100 **=71**00 11**7** ₹000 三、九00 00H,1 00H.I 1,400 式0C 三、六01 三四、六0 三三 一體 캽 图。图00 14,000 0011,d 1、六二、20 二六、三六 六、00四 104,411 芸べ景 会ない 翌四四四 三、天 1、三、0至 号、芸 五七、北至三 芸問 六四、三六九 智、大型、 四六二世四 三三

率化を期する工夫が望まれる。 過去の実績について充分反省考慮し、 地での勤務時間の延伸は常道化してきているので、 その他諸事業に対する助言、指導にも拡大し勢い現 の範囲は農林水産振興施策による諸制度の運用指導 画活動のでき得る日数は極めて少い反面、普及活動 また、 これを日数計算でみると次表二のとおり計 \prec 計画活動の効

公 報 (号外) 第39号

鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号

5

導 準 備 そ Ø 他

程度に止つている。 含まれているので、 作成、会議打合、調査、審査等に要した屋内時間も つているが、 五八四時間) 前表のように現地活動の実態は活動総時間 この**う**ちには駐在地区農協等での資料 の七割近〜が担当地域内での活動とな 実際の現地活動の割合は五三% \subseteq

3 務用消耗品の現物受領にまで上県させることが改善 少限度に止めるよう配意すべきであるが、 業務調整その他連絡、 計画の阻害要因とならないよう畄意が必要である。 に組団体等との有機的連けいを図つて、規制し活動 活動の諸会議、打合その他等は努めて関係機関並び 指導内容の充実強化に特に配意するとともに、 集団指導に移行しているが、さらに集団化の育成と 普及員は現地活動に重点を置き、 打合等に時間を割くことは最 本庁主務課との 中には事 屋内

5

の余地がある。

4 の面での調整用務の緩和を図ることが望まれる。 術員の現地への計画訪門指導の円滑化に畄意し、 また、専門技術員の普及員指導についても専門技 ح

及び団体との有機的結合にはとくに配意 が 大、伸張と組織間の横の連けい並びに各種系統機関 発化してきたことは喜ばしいが、 各普及所とも下部組織を通じ巾広い組織活動が活 さらに組織網の拡 望ま

最近の現地活動は従来の個別指導から逐次脱皮し

改善普及の用に供し得るよう時代のすう勢に即する 濃密指導に置かれているが、保健所及び高等学校等 につき工夫されたい。 県出先機関の協力を得て施設利用に意を用うること 生活普及員は管内全域を担当し、 なお、東部地区の「緑の家」と同西部分室は生活 その活動も自

内容設備の充実が望まれる

三 その他

- とに、 続等は本庁関係課で検討し努めて簡素化を図る要が 既述したように普及所内務事務の簡素合理化、 書類様式の改善、その他制度金融貸付事務手 ح
- 進を図り、県及び市町村の一体的指導網を強化する 員の充実強化の要請と未設置町村に対しては設置促 未設置町村が可成りあるので、県は市町村営農指導 ことが今後の大きな課題である。 市町村営農指導員のうちには兼務職員が多いのと

水曜日 鳥 取 県

努力せしむべきである。 らは補助条件を明確化し現地普及活動体制の確立に費として一五○、○○○円措置されているが、これ 費補助金(県費九〇〇、 また、県は農業中央会に対し本年度事業活動促進 000円) のうち営農指導

昭和36年5月24日

3 本年度から予め割当配当された時間の枠内で時間外 従来普及員の活動実績は実働時間によつて記録さ 毎月勤務月報として本課に報告されていたが、

> 績は厳正に記録するよう考究善処が必要である。 の実績との比較検討は不可能であつたので、勤務実 しかも実際活動の記録が残されていないので、 勤務時間が報告せられ実態とは可成り異つてい 過去 る。

自転車のほか普及器材等既に老朽化し使用に堪えな である。 いものが可成り見受けらたので早期整備更新が必要 現在普及所に貸与している備品のうちに既述緑の

等 学

米子西髙等学校 昭和三十六年二月八日監査

監査委員

松

松

昭和三十六年二月八日監査

原

治

郎

米子東髙等学校

本

監査委員

昭和三十六年二月十七日監査

八頭高等学校

監査委員

11 昭和	和36年5月24日	水曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第59号
-------	-----------	-----	---	---	---	---	---	------	------

	1000,000		100,000	一式	ステージ殺帳	=	
五四普通並派	四七六、五〇〇		四七六、五〇〇	一式	体育館設備	=	鳥商高
二第二職員室、四一校庭の整地、黄	1,000,000	六、五九一、八〇三	八、五九一、八〇三	} 1101	衣給湯室 講堂兼体育館含更	_	
	Name of the Control o	二七、八九〇	ニセ、ハカロ	一式	排水溝	九	
	000、中国		四0007中国	一式	第四校舍北側盛土	八	
	力(三00	三六九、廿00	天0,000	一式	旋盤の更新	七	
. <i>i</i>	11图0、000		11閏0~000	一式	体育周囲の舗装	六	
四一西便所の改築	景 、 000		景、000	110	自転車置場の増築	五,	倉東高
三 第三校舍	图0~000		EO~000		生徒会部室建築	四	
二 第二機械工場	1110,000		1110,000	三 四 三n	記念館移築	=	
の整備		1 图0~000	1 图0~000	² 六	書庫新設		
社会科教室、視聴図画室、音楽室、	美1、=00	004、740	1,850,000	五, 〇	機械工場新築	-	•
7	11期年、000		: MH , 000	=	物置その他移築	=	
鉄筋校舎への渡廊下の	图1六,000 1		四八、000	三五、三	第三寄宿舍移築	=	八頭高
体育館の新築	1100,000	1100,000	₩000,000	一 一 一 一	便所新築	_	

水隈口 阜 取 県 公 報(号外)第39号 10 四和36年5月24日

	1	共,000	四一、七六九	一三七、七六九		三校舍補修	
	プ、商業実践室の新設		五六 、 三八四	芸 、 三六四	一八六	二 校舍屋根修理	米東高
	一音楽、図画、書道、タイ	五、九十、1100	九、八至、000	0011、1144、第10分11	三六〇	一講堂兼屋内体操場	
		#:10 ~ 000		M110,000	二台	ヨ ピアノ	
負担金を積立中	改築	五五、000		英東、000		二 バレーコート改修	米西高
本館改築の地元	一本館、理科室、体育館の		五九、八八五	五九、八八五		一 校庭排水溝改修	
	設設備	P T A 等	県費		数量	計	# #
備考		区分	負担	企 質	坪数		学交名
	今後整備充実を要する施		備状況	備の整	な施設設	三十五年度中主	
3	たがともに工事促進に努力すべきである。	たがとも	後要	況並びに今	畑の整備状	各校の校舎その他施設設備の整備状況並びに今後要	各校
4工の状態であつ	た、倉吉東髙の機械工場は未着	り、また、	qa	治郎	荻原	. 同	
]時基礎工事中であ	米子東校の体育館は監査当	なお、	(13	利治	松本	監査委員	
	につき当局の配意を望む。	整備推進	監査	三十六年三月六日監査	昭和三十六	鳥取商業髙等学校	鳥
緊急度をかん案して計画的な	案事項が少くないので、緊急度をかん、	案事項が	ΟĐ	治郎	荻原	監査委員	
なお各校とも懸	よつて年々整備充実を見つつあるが、	よつて年	監査	昭和三十六年二月二十四日監査	二十六年二	倉吉東髙等学校 昭和二	倉吉
県の配意と地元の熱意に	整備事項は左表のとおりで、県の配意	整備事項	qa	治郎	荻原	同	
			•				

を調査し県有のものについては財産台帳に登記すべき 校地内に相当数の立木 (松) があるが、 材積等現況

の生徒用ロ

) 上走用コツカーの扉等相当破損していた。校舎の保旧体育館の面もあり校舎窓ガラス及び鉄筋校舎備付

ツカーの扉等相当破損してい

につき努力されたい。

全管理につき一層配意の要がある。

(米子東高)

五. 振法の適用についても当局は考慮の要がある。 る。毎年相当額のPTA経費で充実を図つているが 校地のうちに国有土地三六三坪(借地料年額六五 理科設備は旧式のものが多く実験に支障を生じ 県費で負担している。)

あり、従来バレ 1 Ť \supset 理い

意を望む。

している)

あるが、

これが逐次県有化につき当局の配

町村会及び同窓会寄附にかかるものは個人名儀のもの 附を受けたものであるが、現在未登記のままである。 を受けたもの、並びに八頭郡町村会及び同窓会から寄

校舎敷地、運動場等の大部分は大蔵省から無償譲渡

が多く登記に困難の面がうかがわれるが、

これが促進

四、三坪(借地料年額一八、八四六円でPTAが負担

校地のうち国有土地二四〇坪及び個人 有 土 地 二六

(米子西髙)

折衝すべきである。 トにしていたが昨年五月国の指示で畑地に転換してい 運動場として利用できるよう県有移管につき国に

(倉吉東高)

きである。

況を調査し県有のものについては財産台帳に登録す

校地南側斜面に立木(松)が相当数あるが材積等現管理にてき」『『世界(小)

きである。 第四校舍家庭科教室裏側市道との境界を明確に す ベ

(鳥取商髙)

0 のものが多く他面学校規模等から 分離独立して日浅く、 施設設備も他校に比し不足 て地元負担も限度

法の優先的適用につき考慮の上これが整備を図る要がに達していると思われる。産振法、理振法並びに図振

一 校地が砂丘地帯のため季節風の被害を受けている ある。

る。 側傾斜面の砂崩防止対策につき早急に善処の 要 が が、これが防止策として土入れ、 防風林の造成と国道 あ

= 経理出納その他事務処理について次の点畄意され

あつた。 物品購入及び修繕等において慎重を期するもの (米子西) が

生徒の再入学にあたつて入学選抜手数料の徴収さ

れていないものがあつた。 入学志願書は受付整理すること。 (米子東) なお、 収入証紙

の整理が遅れているものがあつた。 通信教育受講料は早期に引継ぐこと。 (米子東)

13 昭和36年5月24日

5 早期徴収に努力すること。 歳入調定元帳総括表を作成のこと。また、 (米子東) 授業料

> 6 つた。 物品購入の場合見積書の検討が不充分のものがあ (米子東)

入学志願書は受付整理すること。 (八頭校)

工事請負費支出内容に検討を要するものがあつた。 (八頭高)

8

10. 定時制授業料徴収方法の合理化を図ること。とく があつた。 見積書を徴してないもの、 (倉吉東) 及び内容に不備なもの

に連絡調査簿の記帳は明確にすること。

(倉吉東)

監査委員 昭和三十六年三月二日監査

松 上 本

援助を受けて地球の歴史展示室を開設したほか、モ ル台所の改装と中国電力株式会社提供の電車施設の新 館内展示施設については、 本年度国立科学博物館 デ Ó

設及び二階中廊下にジオラマぞもつて動物生態展示解 説をする等模様替を工夫実施し、 また、

つ

水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号 14 昭和36年5月24日 年 年 $\equiv \equiv \equiv$ \equiv る等運営に努力していた。 __ 館者は増加の傾向にあるが指導研究は概ね横ばいの状 いても因州紙の作り方と実演、 館内利用並びに館外活動の状況は左表のとおりで入 指 常設特別展示 別 四三 别 五四三 導 日開 開館日数 研 二九九 11100 二七七 呈呈 数館 二七 究 六七、七六宝 公式芸 1110,114 博 常 入 物 $\overline{}$ 物 理 団館 五. 一 四 五〇三 電 鳥取城懐古展を開設す 四四,111 館 中国、副市 三、五 炱 体 者 活 設 化 動 1017 数 盐、岩 **当、**四大 $\vec{\ }$ 状 〇五七 二八五 況 学 個 展 同 芸 芸 Ξ 地 团 種講習、講座及び科学研修会等を実施し、実績も上昇態を示している。また館外活動も映画を取り入れた各 郡の開拓に努力のあとがうかがわれた。 を示し従来低調であつた西部地区についても特に日野 七六一 体日 示 三 学 25 打 平 計均 生 二、二五七 = 喜 = 등 八七四 回 物 数 特 目. 七 七 数 計 别 二元 二五八 一九五 者入 五、五九0 **た** 展

数館

一日平均

吾只 三

1

示

W

Y

二四 四四

日平均

物品購入等にあたつて見積書のな

ζſ

ŧ

の

が あ

つ

四

借用展示中の貴重な資料が先般盗難にあつたことは

あ

Ž,

遺憾である。とくに、

事故発生の恐れのある資料につ

2 各研究室における材料の受払を実施すること。

究

教

所 昭和三十六年三月十日監査

育 研 監査委員 上

続いて実施の精神薄弱児の判別基準の研究の外全国 究等を実施し、 の分析研究、髙校卒業生の進路の研究、 同研究として、 に、所独自の研究テーマとして、髙校入試問題妥当性 本年度に おける研究調査は、 監査時現在各主査がとりまとめ中で 前年に引続き勤労青年の生活意識の 職員の共同研究のも 前年度より 研 共 引 あ

座を設け、 教職員研修については、定時研修三二二千円で八講 なお、研究紀要の早期刊行につき創意工夫された 中学校五四名、 (東部四、 髙等学校三〇名、 中部二、西部二) 小学校一三七 計二二一名受講 7

名、

七 五. するため、資料分類カードの作成にとりかかつてい一展示資料の明確な整理保管と事務処理の合理化に があるので努めて整理されたい。 いても逐次補修の要がある。 で廊下を実施することになつていたが、各研究室につ 各研究室の床の補修に迫られている。本年度一六万円 ことは結構である。 にさらに、監視の徹底を期すべきである。 いては常時監視できる位置に配置替を考慮するととも 経理出納その他事務処理について次の点畄意され また、 当館は内外ともに概ね整備されたが、階下廊下及び ついも当局の考慮を望む。 資料等の保管場所がなく館内が多少雑然とした憾 県庁舎新築に伴つて同館の倉庫を提供したた 早期完成して活用を図られたい なお、 自転車置場の設置 TI た資

の時期、 してい 指導研修受講者数は、わずか一一名であつたので開催 所要経費のうち講師の派遣要請に要する特別旅費はわ 連けいをとり効率化を図るべきである。また、 た 会場等につき配慮するとともに学校側と緊密 (前年度とほぼ同数) が、 とくに、 中学生活 研修

間)を実施していたが、これが成果の現場教育への反なお、このほか、現場教職員五名の普通研修(五週 映につき考究善処の要がある。

三 消耗雑誌三二冊及び八四冊の寄贈を及け、現在累計図 研修図書の充実整備については、監査時現 ☆……○四四円(備品費)を以て七四冊を購入したほか、○四四円(備品費)を以て七四冊を購入したほか、予修図書の充実整備については、監査時現在、六

物

産 館

一部に設置されたもので、じ来職員は館長 当館は昭和三十三年商工会館新築とともに同会館内 監査委員 (商工課長 (臨

加え適切な措置が望まれる。 体業務に移譲せしめるか等につき県は、 る るので、設置目的その他に副つて内部執行体制を整え ろであるが、依然として前記同様の運営がなされてい 庁主務課監査の際に指摘しその検討方を要望したとこ も異つた運営方式がとられていることにつき既に、 営は設置以来県規則で定められた目的及び事業内容と 職)によつて運営してきている。 兼務)のほか主事(出納員)一名と女子職員二名 か、あるいは、 現行方式に改善を加え出品協会等団 しかるに本施設の運 根本的検討を 本

び県出品協会等団体との業務の連けい緊密化に はとくに配意を要する。 また、東京、 つ r Jて

県は社団法人商工会館建設に伴い同会館中に県立物

昭和36年5月24日

水曜日 鳥

これが増額措置につき検討されたい。

書は二、○四○冊となつていたが、さらに、

ずか五万円で充分なる講師を得難い面があつたので、

取 県 公 報(号外)第39号

00861

整備につき配意を望む

17

その充実

二

荻 昭和三十六年三月十日監査

大阪等県外事務所との物産あつせん及

八〇一

六八、

七八一

九〇三 九九四 三五七

料の徴収状況は次のとおりである。

月

别

総

売

上

額

手

数

料

깯

≡,

六九九九

八八、

凹凹〇

なお、

事務処理につき次の点畄意されたい

T	1	9 #	召和、	36年	5月2	4日	7	水曜	日	鳥	取	県	公	報	(号/	(((((((((((((((((((第 39	号
	八頭〃	岩美蚕業指導所	監 査 箇 所	同	同	同	鳥取県監査委員	昭和三十六年五月二十四	する。	の定期監査を執行したので、	九条の規定に基づき、昭和三	地方自治法(昭和二十二年	鳥取県監査公告第十一号			3 委託物品出納の棚卸し	2 当日売掛未収のものに	1 受託物品の出納命令行為の厳正
	同	昭和三十六年一	執行年	堀江	井上	荻原	松本	日		その結果を次	和三十五年度にか	和二十二年法律第六十七号)				結果の処理	に対する日計表その他	7為の厳正
	十八日	年一月十四日	月日	実蔵	善一	治郎	利治			のとおり公表	かる左記機関	号)第百九十					3その他の処理	
		- 岩美蚕業指導所	監 査簡 所		林 業 "	工業試験場	積 善 学 園	皆成学園	奨 徳 学 校	養老院	保育専門学院	東部〃	西部 "	中部福祉事務所	日野 //	西伯 // .	東伯〃	気高〃
		昭和三十六年一月十	執行年月日		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	荻原治郎	-四日 松本利治	監査委員		十三日	九日	三月二十八日	二十日	九日	二十三日	二十二日	二月二日	二十四日	九日	二十五日	二十三日	二十六日	十三日

三 受託出品物の月別販売総額とこれに対する販売手数 総額は一千六百万円である。 千四百万円とし残費を昭和三十五年度中に支出するこ は本年度をもつて完了の予定であつた。 あるが、これが支出を了すれば同会館に対する出資金 ととなり今回追加予算に差額七百万円計上されたので る予定であつたが、建設費精算等の結果県出資金を一 度に一百万円支出すれば当初の債務負担を全額終了す 円、計七百万円を出資しさらに、その後昭和三十六年 担を負い、初年度一百万円、昭和三十三年度 二百万 年度において商工会館に対し八百万円の予算外義務負 産館を設置するため、これが建設資金とし昭和三十二 なお、外に二百万円の県出資金があるので、 昭和三十四年度二百万円、 昭和三十五年度二百万 出資金

四 九 八 七 六 五 月 月 月 月 月 一二月 一月 八七六五 数は金庫証明額と符合し正確と認めた。 除した額を毎月集計し委託業者に送金し、その出納計 は一応外現金扱いとしてこのうちから販売手数料を控 ように業者の出品委託によつて受託販売し、その代金 注 館内施設における県内物産の展示即売業務は前記の 月 販売手数料予算額は八四、 〇四〇、二九九 $\stackrel{\checkmark}{=}$ 一〇三、二六九 七六、 七八、 四五、 八〇、 二九〇 <u>=</u> 五七二 六七一 四九二 〇九九 〇〇〇円である。 四 一六、七二八 六、四九五 六、三三 六二二 四三五 六一九 三四 -----

Ť

											1			
西伯		六 🦙				<u> </u>	1七(〃	n		二名	一名を含む)			=
日野ル						=					Ξ		•	六
計						四四				Ŧî.	五八			八二
2 各指導所におけ	おける世	来 務の	実施状	沢はな	る業務の実施状況は次表に示す	小す如	*****	年始	年増嵩し、	1	時間数	を占め	相当時間数を占めている実態	にかんがみ、
く、蚕糸業法にもとづく取締監督並びに技術指導普	てもとご	つく取	締監督	並びど	た技術も	酒 導 普		おく	っに適	切なる	さらに適切なる業務計	画の筈	画の策定と事務の簡素化を図	簡素化を図
及奨励のほか、	会議	会議及び調査、	査、報	告等に	報告等につき努力し	労力し		b,	蚕業	指導の	効率化	を期せ	蚕業指導の効率化を期せられんことを望む。	を望む。
ているが、会議、		台せ調	查報告	等の正	打合せ調査報告等の所内業務が逐	務が逐					2			
	業	務			ħ		犬 .	ij						
í f	取締監督	7		活	重		¥	沅						
指導 別別	三四四		調査技術	荷 活	講習講話			指導	会議打合	合	その	他	計	
岩美蚕業指導所			三調査	三 液 活	三四講習	#.	一四一技	二二首	三 会議	三五合	F	壹 他	四二計	五
八頭〃	芫		三四五	三	三四講	- 1	三 四 按	三二二二章	三四 会議	芸力合	三四その	壹	四四	
気高ル	智 元		三調査		三四講習	ス 一	其 一四	三 道	三四 会議		三二つ	<u> </u>		五
東伯〃	大四元		三 三 三 三 三 五 <u>二</u> 五		三 講習 講	盟 元 己 二二	五	一 道	三 九 三 会議		三三八三四その	三空空	斯	五.
西伯〃	三 大 四 二九		三 西 三 三 西 查 三 三 西 査		<u> </u>	皇 豊 元 っ 二二	一五	一 道	三		世 三 八 三 そ の	三		五
日野ル	· 		量 壹 章 壹 □ 調査		元	咒 显 單 六 一 二 二	三 元 支 三 一四 按		二 二	三五 70 100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1	九 七 声 三 八 の	<u> </u>	杰 스 玉 巴 巴	五
	三 九 元 四 二 元 九 九 二		芸 壹 <u> </u>		型 元 む 元 云 二 講習	英 咒 <u>皇 罡 一 一 </u>	五 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	三 導 、	会議 - 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	100 世 100 100 100 100 100 100 100 100 10	三	式 空 🚊 💍 益	五 点 八 五 四 四	五.

Į.	召和3	6年	5月24	日	水曜日	鳥	取	,原	: 1	、 幸	艮 (与	号外)	第	39号	2	0 -
東伯	気高ル	八頭〃	岩美蚕業	所		-	-	日野〃	西伯〃		東伯〃		気高〃			八頭〃
			指導所	別				//	"		"		"			"
六(らち事務補助者一名を含む)				職				一月二十五日	. 一月二十三日		一月二十六日		一月十三日		•	一月十八日
名を含む)	Ξ	=	三名	員		井上善一	荻原治郎	松本利治	全委員	井上善一	荻原治郎	荻原治郎	松本利治	井上善一	荻原治郎	松本利治
二八(らち無給普及員一名を含む)	==	· 五,	二名	普 及	(三十五)	とおりである。	1 県下六蚕業指導所に	一 組織機構並びに職員管理	なお、各所共通的指摘事で	段の配慮を望む。	機関をして、蚕糸行政の効果	に実態に再検討を加え養蚕技術	内容をみると畄意改善すべき事項が少くないので、	とも本県蚕糸業振興のためる	する定期監査を執行したの一	蚕業指導所昭和三十五年度に
三四四	六	八	五名	1	(三十五年十二月末現在)		に対する職員配置状況は次表の	理について	項は概ね次のとおりである。		蚕糸行政の効率的執行を図らしめるべく格	技術の革新期に当つて第一線	き事項が少くないので、さら	のため努力を払つているが、箇箇の	たのであるが、その結果各指導所	度にかかる各蚕業指導所に対

昭和36年5月24日

水曜日

2 せしめて効率的普及活動が行なわれるよう配慮すべ 指導所の総合計画のもとに、各普及員の計画を策定 きである。 よつてなされており計画性に欠けている憾がある。 養蚕連等関係団体との連けいのもとに企画された (ポケット用)に記録された予定表に

域普及による生産性の向上並びに養蚕経営の安定化 育共同桑園の奨励等を図るとともに、 につき一層の配意と努力を望む。 いたことは結構である。さらに稚蚕共同又は委託飼 育等普及に努め、 共同養蚕については年間条桑育並びに壮蚕簡易飼 また、近時繭質改善については上蔟改良並びに選 各地区とも漸次普及を見んとして 共同養蚕の全

繭につとめた結果、 向上してきたが、 自家選繭の

るので、 県が嘱託 担当戸数の均衡化と普及業務の円滑運営を図らしめ 担当しているものもある)とし、担当養蚕戸数に著 導に当らしめていることは前記のとおりであるが る要がある。 普及員は主として旧町村単位を受持区域 員五八名 く差異(最低五○戸、最髙三三○戸)が認められ 指導所職員のほか各郡養盃農業協同組合連合会職 普及員の適正配置に再検討を加えつとめて (うち無給三名) を蚕業技術普及員として 各指導所所長の指揮監督の下に末端指 (数町村を

本表は各年とも十二月末日現在における活動日数である。

業務の状況

る普及員日誌

各蚕業技術普及員の普及活動は各人が携帯して

所長はこれら普及員の勤務実態の常時はあくにつき させている実情であつたが毎月報告に改める等、 導所に集合し、また、 組合に駐在せしめ、月一回乃至二回程度定例的に指 創意工夫し指揮監督に万善を期されたい また、東、西伯普及員は各々担当区域の農業協同 勤務報告書も三ヶ月毎に提出

層の徹底が望ましい。

3 ており、 示箇所、 生に伴い早期改植を要する桑園が相当面積に及ん 積二六○ヘクタールに対し昭和三五年度より三ケ年 分勘案検討し普及向率の向上に努めるべきである。 いる実状につきこれが適確なる改植計画を策定する 計画をもつて更新する予定であつたが、 とも努力しており昭和三四年度末における要改植面 ものが相当数あるが展示、箇所、内容、 るが、これらの展示所 を定め地区担当普及員の技術渗透の拠点とされてい 老朽及び委縮病発生に併う桑園改極の促進は各所 県下六八地区に設置されている蚕業技術展示普及 ことに、東、 特定養蚕農家との委託形式によつて展示項目 桑苗不足等から計画改植にそごを来してい 中には五年乃至八年の長期にも及んでいる 内容も不変でしかも毎年継続的に委託され 西伯地区において委縮病の集団発 (農家) 及び内容をみると展 養蚕家の資 効果等は充

6

要がある

ないので、 措置を講じ優良桑苗の自給体制を策すべきである。 また桑苗の県内生産は需要数の三〇%程度に過ぎ 生産業者に対する価格保証等の生産奨励

- 5 の配慮を望む。 較し低調のように見受けられるので指導育成に の再建に乗りだしているが、他のグループ活動に比 養蚕中堅青、壮年クラブ活動は一応その組織体制 .一層
- 容の不備なもの、普及指導状況の未記入のもの等が ものがあつたので、 多く見受けられ戸票としての効果を発揮してい 養蚕戸票は各所とも一応作成していたが、 さらに記録整備を図るべきであ 記載内 ない

要事項は克明に記録整備し また、 飼育所及び展示普及所の委託内容その他必 でおく ことが望まし

 \equiv その他

資金導入、

優良桑苗の確保につき配慮

執行しその配分状況は

各指導所に対する旅費、

需要費等は本庁主務課で

東伯〃 気高ル

(200) (200)

八頭ヶ

岩美蚕業指導所

所

别

旅

費

団個

体負担額

時間外手当

燃

料

費

光

熱

水

費

通信運搬費

計

晋、公巴

豆、蚕0円

甴

1,000円

111、000円

1 = 1000

1元、大大円 (元、六00)

E 70€0

西伯〃

态、 元、九日O 門、三語 一門、四八四

要,100 題"100 三,0至0

三**、**第00

九五00

图式,000 110,000

宛

三八五00

120

三八,至00

11,000 11,000

13,000

(年、100)

新を図るとともにオートバイ等の機動力の整備充実 め使用不能となつているものが少くないので早期更 につき県当局の配慮を望む。 であつて自転車のうちには相当年数経過しているた また、土壌検定器等の農具機材の更新整備

ても善処すべきものがあつた。

立等福祉行政の適正執行につき慎重に実施した。

に関連した事務処理態勢の確

母子福祉資金の

東気八岩 日 西 伯 髙 頭 野 伯 美 11 11 11 11 11 蚕 業 指 導 所 自 転 \equiv ____ 74 _ _ 車 オ 1 }-バ 七 _ ____ _____ ___ 1

西部福祉事務所

昭和三十六年一月二十四日監査

監査委員

同

荻

郎 治

昭和三十六年二月二日監査

上 原 本

善 治 利

_

本 上

治

善 利 祉

事

務

所

部福祉事務所

昭和三十六年一月九日監査

監査委員

荻

治

郎

17 つ 65 効率的運用、さらに、これ 計画実施及び社会福祉団体の育成強化、 新規申請の法定期限内処理と現任訓練並びに査察指導の とくに医療扶助の増こうにかかる濫療の防止をはじめ、 得伸長の度合に伴う、 第十六次基準改訂(二・九四%増)並びに保護階層の所 昭和三十五年度にかかる各福祉事務所の定期監査は、 東部福祉事務所 監査委員 同 生活保護法による保護の適正実施、 松

昭和36年5月24日 水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号 24

注 日野リ 配分上全く考慮されていない所もあり、 依存している姿は予算編成上充分検討を要し主管課 しており、 であつて各所とも配分額が少いためその運営に苦慮 2 1 計 支給のもの。 旅費のうち団体負担のものは各部養蚕農業協同組合よりの負担によるものである。 旅費のうち なかでも燃料費、光熱水費等においては $\overline{}$ (11年、1000) (2000) ()は蚕業技術普及員に対する費用弁償で一人当り年額平均二千円 二九0、原石 0411,114 団体援助に 1110,400 10°0£0 2 が認められる。 における配分の合理化についても善処をすべきもの 超、至00 ₹**7**000 自転車等機動力の配置状況は 三二,三三0 H, 000 (二分の 三元、000 1 2,000 国庫補助) (二三、200)

三四年度平均

五六九

100

\$.

W

27 昭和36年5月241	3
延等であるが、とくに入院要否審査協議の影響が少 でその率は相当高くなつている。 これが遅延要因は診療要否意見書提出のおくれを 部 三二・九 二七・二三	7

3和36年5月24日				

月24日	水曜日	鳥取	県 公報(月	}外)第 3
西中部部	東区部分	(2)	西	中
三四二九三九三	本年度	定処理期限(三〇日)	部 三五年四月三五月二月	部 三五年 四月
三七・二三	三三・四九%	経理	月月均六三一五	月五六八五六八
	一月 備	8	九〇〇七〇〇	一 九八
	(一月~一二月)	次表の通りで、	7 7 7	

考

め保護開始の早期化に万全を期すべきである。

通りで、法	 一、七五四 一、七六九 	1、三〇三
くな	九九〇七八〇	
くないのでこれら期限内未処理となる要素除去に努	一 六 ・ 六 ・ 九 八 六 ・ 九 八	一五 · 四 五 八 五 六 四 五
の期限内未処	三、八七二、一六五 三、四九二、一〇二 (一〇月) (一〇月) 二、四十、九七四 二、五十二	- 五・四五 三、三二四、○九四 - 五・四五 三、三二四、○九四 - 二、二八二、五八二 - 二、二八二、五八二 - 二、二八二、六四八
理となる要	、一六五	
安素除去に奴	二、一四二二、一四二二、二四二二、二四二二、二四二二二二二二二二二二二二二二二	二、五五一二、五五一二、五五二
		

取県公 報 (号外) 第39号 26 昭和36年5月24日 鳥 水曜日

別 努力を望む。 査察指導推進による保護の適民実施 に、前年度に比較し法定期限後の処理が増加しているこ つき根本的検討の要があるほか、医 とは、保護実施機関の基本的問題と とは認められるが、新規申請の期限内処理は低調で、殊 東 その結果、 なお、その概況は次のとおりであ 生活保護法による保護の状況に 部 保護の状況は次表のとおりで 区 三五年 四 月 三四年度平均 三五年一二月 各所とも行政効果の向上に努力しているこ 分 被保護人員及び保護 項 生 活 世 被 保護法 九四二 八九五〇 保 護 帯 力五 ヨバヨ

二、七七三	七、一六二、七一二	一八・三七	八七	二、五八三	九五
三四三	七、一〇三、〇五五	二〇・九七	九八	二、九二一	<u></u>
二、二六二	六、四四三、七七六	= =	100	二、九八〇	<u>-</u>
一人当金額	金額	(千)		被仮設ノ貞	指 类
費	保護	录		支 录 医	
			沢 表	保護の状	伝による
				護率並びに一人当り保	遷率並びに
	療防止になお一層の努力されたい。	原防止になお一日	濫	に比較し被	で、前年度に
、握につとめ	調整等による実態は	医療機関との連絡で	医療		について
院患者との面接、	更に、入	4精査に重点を指向し、	内容精		る。
診療要否意見書の	ので、	来とも増こうの傾向にある	来		
き、入院、外	中部の入院単給を除き、	(が最髙を占め、上	費が	なお一層の	売等につきなお 一
各所とも医療扶助	内容的には、	のすうせいにある。	のす	と療扶助の実態は握、	療扶助の
西部保護費も増こう	また、	六九三円上廻つている。	六九	こしてその是正措置に	ししてその

下降線をたどり反面一人当りの保護費は二、七七三 護費は概ね横ばいを続けているが、東部の保護率は

(前年度二、一六二円)で上昇し、前年県平均を

ケ

ス

担 当

状

況

表

1 3

 $\hat{\chi} \, V$

H日小口OC 牛ンプラス・	サロ 八四田口	局収	吳 宏	報 (写が)	和37万 20
(3)	西中東	所 /		西中東	所
の すると 実 にいるほ		別区	,		别区
ース担当 と実質的 - ス担当	部部部	分		部 部 部	分
がに身状あ事体況	一 一 五 九 九 一 四	件 五 数 日	 町 村		件 一 生 活
務は過重 務は過重		比以	よ	== 0	上 日 保
るので職員配置の合 務は過重である。ま	五九・〇三	本	り の -	二八五七七七七	内 護 新
の合理なり		件	申請		件
理たケースやりを	六 五 二 七 八 五	数〇	書	一六九三四八	数日理
、 更に、 無資格者 のを考慮		出 以	受 理	四四二	比以 状况
・ 者 慮 つ	三五・六〇〇六	率	状 況	0 0 九	率
	00 %	件	表	_ , =	件三
討 査の 客	_	数二		八六二五三三	数日五、
哲の要がある。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	四 1 0	日日	三五、	ガロニ・土	出 四
ある。	- =	上	四	九三七	率
。 身体障害者福	0 1 7	率	<u>.</u>		件未三五、
害者		件直	三五、	七九〇	数
福 祉 司	景」三	数	一二末)	一〇六五	比理二末
· 0		比	表	四〇七	率
格付宝	四六	率		二 一 三 五 四 五	合
施に		合		五四五八九一	計:
付実施につき検	二二三五八九一	計	,		備考
			1		

									v		
29	昭和36年5月24日	水曜日	鳥	取	県	公	報	(号5	件)	第39号	
											_
(5)				(4	1)	西	中	東	序	Ť	

なお、指導後における処理の明確化につき検討の	る。	的に現地指導し得る態勢の確立に創意工夫の要があ	い。新規保護開始世帯は勿論、医療単給世帯等重点	導も内務事務に忙殺され実績が計画に副 つて いな	内容は記録し業務処理に活用すべきである。査察指・	ース研究会等毎月開催している模様であるが、その	中心に資質の向上と、福祉行政の円滑化を期し、ケ	4 現任訓練並びに査察指導については、現業職員を	
------------------------	----	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--

余地がある。

保護の変更、

廃止又は停止に伴い、

前渡しした保

その状況は次表の通りであるが、

このほか潜在者が

時)検診を実施するよう検診を望む。

要すると思料されるので県嘱託医による計画的

部部部 ス 数 六 二 五 二 九 九〇九 担当員数 九八三 六 六 六 九 九 九 数 月 〇 九 九 当 訪問出張日数 (7)= =九三九

身 体障害者 一、六五六一、六五六 の 他 措 ス 置 数 五 六 九四 八八 童 考

護金品の返還責任免除の場合その理由の薄弱なもの がある。厳正を期すべきである。

れているが充分とはいい難い。医療券の常時分類整医療扶助の実態は握については各所とも努力はさ 理により扶助の合理化を期されたい。 西部一件)低調である。実状はさらにこれが実施を 医療扶助検診命令の実績は(東部一件、 中部なし

身

障

害

者

手

00

九〇 六九

型下

四

00 100

五〇

六八

九〇

					በበዩቻጜ	
31	昭和36年5月2	24日 水曜日	日 鳥 取 県	、公報(号	00875 外)第39号	
		I				
	合	児童	援	福	区	
		福	護	祉		
	計	· 祉 法	法	法	分	
	西中東	西中東	西中東	西中東	所	
	部部部	部部部	部部部	部部部	別外体	
	八 〇 九 11 三 二	一一三五七二	二四七一〇	大 六 五 一	申請件数	
r	七三六五七 四八〇三九三		一 二 二五三八三七	五一四三四 二八五.〇三八	別 申請件数 交付修理 扶 助	
		¢				
	三九〇、五一六、	七八二二八五、	一 五 三 五 四	三三五、二三六二七二、三〇五、七二、三〇二、七二、三〇五	X X X X X X X X X X	
	三二五七五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	二 九 六 五 八 五 八 五	五五六	七一七	費	
	- 五 - 〇 六	1 1 0	. 10	10 六	費 未 処 理 一 未 処 理	
	e e				処 !	

100 00

五五 =二八

七五

00

三五 \equiv

言 聴 視 区 早期指定の要がある。 肢体不自 また、 語機 覚 計 能覚害 由 分 当五年三月末交付 一六三 東部 売0 旱

中部

西部

東部

中部 件

交

付

昭和36年5月24日

芸 七

六品

쏫

ナ 4011

= 弖

1,0公

一売

て会

一、四九

現登録数の約三割推定されるので関係機関と緊密なる 連けいを図りこれが発見になお一層の努力を望む。 判定医未指定のため、 中部地区においては更生医療給付並びに補装具交付 申請に基づく負担能力調査依頼調査書、 対象者に負担をかけているので 判定

書の作成、割当による義肢製作等の遅延により交付ま たは修理の時期を失しているものがあるので迅速化を

帳交付 三五年四 西部 数 状 月 況 東部 死 日 中部 亡 中部)があつた。 図る要がある。 三五年 なお、これが調査、 西部 等 東部 一二月末 差 中部 引 決定、交付等の月日記入漏れ 西部 計 東 交 - 등 등 沯 部 中 付 100 = 10 部 累 西 計 芸芸 三 === 部

-

~三五年一二月末)

理 率

平変調 均付査 日迄よ 数のり

備

考

六 七% 八五

≡0∃

却下

四

合

計

三 三 五

せ、○父母、八三芸

五、0四二、1六五

八 九 元

1、八类、三01

四・コ <u>=</u>==

九、三九、五三三 九三三五

七四・九 空头

き、芸芸、三言 せ、0三天、四大

2世0、国际 八九七、五九七

七、四九三、二三二、大、一三八、八九九

三

社会福祉団体の育成と活動の強化について

(1)

一(児童)

九%、

三%上昇したことは結構であるが、

各市で貸付決定

したものが特に低率であるのでさらに償還に努力さ

末現在における償還率は七四・九%(現年度八一・

過年度四七・三%)で前年同期に比し一二・

母子福祉資金償還状況は次表のとおりで、

十二月

(2)

(4)

償還協力員の活動に要する費用弁償額は一日当り

まちまちであり、

また、

公簿の不備なもの等があつ

五〇円であるが、

この精算事務取扱が各事務所とも

(3)

資金貸付後の指導は経費等の制約もあつて徹底を

的運用を図るべきである。

ので、早期提出につき指導の徹底を期し資金の効率

資金貸付の信用証の提出が遅れているものがある

究善処の要がある。

なお、償還協力員の出張に対する訪問復命に明確

こ れ

欠いているので、

これが計画執行につき工夫された

(5)

昭和三十四年十月から実施された違約金徴収状況

の早期整理に資せられたい。

が整備を図り債務者の動静を確実に掌握し未償還金 を欠くもの、復命のないもの等があつたので、

33		四和3	6	
			,	
東		事 務 听		
部	1	別		
110,	金	違約金		
四五七	額	世徴収		
	件	確定		
四〇七	数	分		
五	金	収		
七10	七一〇類			
0	件	済		
10七	数	額		
_	金	差		
四、七四七	額	引未徴		
	件	収		
1100	数	額		
	徨	٤		
=	4	ζ		
七:	幸	ŝ		

四 設置、 委員等地域社会関係者の研修による資質の向上等計画 的育成指導になお一層努力の要がある。 市町村社会福祉団体の組織の確立強化、専任職員の 母子福祉資金貸付事業について 自主財源確保による促進、特に、 金 賞 民生 還

伏 況 表

	西	中	東	事		
	部	部	部	務 所 別		
-	三 三 五 四	三 三 五 四	三 三 五 四	年度別		
-	三、0六1、九九	二、1六0、五四	ニ、コスコ、五九六	調定額現		
	三、0六1、九九1 二、0六0、閏七三、0六1、九九1 二、0六0、閏七	- 、 八三天、大二四 - 1、五五一、三六二 - 、 八三天、大二四 - 1、五五一、三六二	二、二八一、五九六 1、七九五、二九四二、二八一、五九六 1、七九五、二九四	収入済額		
	八	八·三 八·三		収及水率		
	大九0、0四二	五八、五五二	大大·0 1、大二七、1二四 大大·0 1、大二七、1二四	調定額過		
		三つ、八九八	五四四、二四七	収入済額		
				収度入率		
	■次・中 四、日三四、四当 二、十十六六、二三日	三二十八 1、八九五、1七六 1、五八二二六0 1二六 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、		調定額合		
	二、二三〇、二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八二二八	1、五八二、二六0	二、三三九、五四二	収入済額		
	七三•九	ハロ・エ	六・一 五・玉	収入率		

(十二月末現在)

れたい。

部 111五 三、0五、0九五 二、四六、七六	部 三四 二八次	部三四二二	務 所 別 年度別 調
三三五四	三 三 五 四	三三五四	年度別
三、0六1、九九1 二	1、公景、	= =	調
	語 <u> </u>	二、二六十、三二〇二、二、二六十、三八二、三八十、三八二、三九六二〇二十二〇二十二十二十二〇二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	定額現
、0次0、四五七	1、八三六、六二四 1、五五一、三六二 1、八三六、六二四 1、五五一、三六二		収入済額
		六.0	収及を
大九0、0四二	五八、五五二	1、元三、六二元	調定額
		五四四、二四七	収入済額
		四二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	収 度 入 率
中二二四十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	こ、二三、二八	三、四三至、二一五	調定額合
二、七大六、二二六	1、五八二、二六0	二、三三九、五四二	収入済額
七三	ハゴ・三	六十 五	収入率
	大七・四	「大大・三	大大・0 1、大二七、二四 五二三、三九大 三二・二 三、七四、二四四 1、九五三、七四二 七八・七 1、1五三、大1九 五四四、二四七 四七・二 三、七四二 1、五三、1、五四 1、五三、1、五四二 1、五三、1、五四二 1、五三、1、五四二 1、五三、1、五三、1、五三、1、五三、1、五三、1、五三、1、五三、1、五三

る。

ので、

と件数に比し金額が少額なため一部放任状態にある は次表のとおりであるが、督促に要する経費の制約

徴収確定分の早期収納について努力の要があ

たのでこれらの統一を図り事務の適正執行につき考

母

子

福

祉 資

金

違

約 金 徴 収 状 況 (十二月末現在)

三五

一公、三宝

公、公会

哭•六

7	35 昭和36年5	月24日	水	曜日	鳥	取	県	: 公	· 幸	艮(₹	0 9外)	08 第:
	版体不自由児の他施設	分		の)の資料に	り西	ものについて	置並びに特に	また、本年	なつている点	は西部が高く	おりで、措置	六 各所の措置
	西中東計 部部部	所別	一措置児童	よって徴収してお	部も同様相当以前	は、昭和三十四年	申し出のあつたも	度負担金の	が注目される。	、一人当り負担額	児童に対する負担	の措置児童及び負担金徴収等
_	四四三二四四九五	措置児童数	数及び負担	と ド 負 目	(昭和三十二	(昭和三十二年	のを除く	のを除く継続あたつて東部		は東部が著しく	金徴収児童の	の状況は
	七二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	見 重 数	金 調 定	ついて	度のも	資料に	置中の	は新規措	-	低額と	める率	次表のと
	- 五 - 五 - · 八 - · 八 %	占める率の	状 况		な連けいを	余円を不納	納率も東部	るが西部が	なお負担	合理化を図	認定を実施	も考究改善

心して負担の適正化を図ると共に事務処理の 音を要する点も見受けられたので、適時調査 <u>:</u> 吾二九**、** 六至至 117,1102 P3

か特に悪るく、また過年度分が相当額あり収担金徴収状況は前年に比し若干向上を見てい 口る要がある。 『欠損処分している。各施設長とも一層緊密 とつて未収整理に努力されたい。 一、西部が低調で昭和三十四年度に八万一千

1	の他施設	を分ける	技体不 自 由尼	分
計	西	中	東	所
	部	部	部	別
四〇四	四九	三五	1110	措置児童数
七二	二五五	=	二六	児 負 担 金 徴 収
一七・八	五一・〇	一五・六	一 一 ・ 八 %	占める率の
六七、六二四	二五、九九九	二四、二四五	一七、三八〇円	負担金調 定 額
九三九	一、〇四〇	一、一五五五	六六八円	一人当負担金

昭	和36年5月2	24日 水	翟日 鳥	取!	県	公	報(号外)第	59 庁	34
							五. 「		
合	西	中	東	事 務 所			現	# <u> </u>	西中
計	部	部	部	別	1		ジャージャージャージャージャージャージャージャージャージャージャージャージャージ		部部
三四四	三三五四	三三五四	三 三 五 四	年度別		福祉	恒還率は二年間で	五六、	二六九
一八七、九八三	五1 、 三0九	三元、三の	1二八十二大	調定額	現	生 奨 学	-四・二%	七九四	九〇六
ゼ五、八九〇	10°次八0 1°0至0	九、六四五九、六四五五	四五、四六〇	収入済額	年	金償還	在における償還率は二四・二%の低率でな福祉生奨学金償還状況は次表のとおりで、	一、〇五二	四八六五
U 0.E	三· 三· 六	五三	五四〇•八	収入率	度	状況表	ある。未収十二月末	二九、四	一六、六、土、九
11111170110	150、四0	17170	10九、四四0	調定額	過			四五三	七五八九九
011110	二、九三0) 11,1140	· 1=7:17.0	収入済額	年	(十二月末現在)	金の早期収納に	四三三	一 一 二 二 六 〇
- t-	O- +1	100-0	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	収入率	度			七、三四	
E1170111	111、六10	三八、三五〇	170° 001	調定額	合		段の努力を望む。	六二九	
九亭、三二〇	四、九八〇	一七、六三五	五八、八四五	収入済額				九	八四五
=	<u>二</u> 二 四 五	五七・大三	景 景	収入率	計			<i>∃</i>	<u>_</u> _
							-		

3:	/ 昭和3	6年5月24日	水曜日 鳥	身取	県 2	公 報	(号	外) 🦸	第39号	
東	所	最	に配意 に配意		合			遛	i	
	别/区	基準	配意し状況福					年		
部	分	最低基準に達し	福祉施設		計			度		
=	施設昭	り 見 ない も ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		計	西中	車	計		中東	
三 六	数	温 が が が か か か か か か か か か か か か か か か か	あるが、特別で、特別で、特別で、特別で、特別で、特別で、特別では、特別では、特別では、		部部	部		部	部部	
二五五	ち合格数の	福祉施設(町はのが半数あり、	見つつあるが、中部、西部においてはとおりで、施設整備、勧奨と運営指導のうち保育所の最低基準に対する合格	-; =	七二	=	=			
	合年	村保な	西 勧 準		七〇五、	二五九、	五五	= ;	≡ = ;	
六九・	格度率	村保育所)	西部においては 御奨と運営指導	五七〇	六四三七	五九〇	九八四		六八〇二四八	
四	施	各所とも	やはっておった。				<u> </u>	0 (<u> </u>	1
景	設置数	最低基準検査合格状況	て指合は導格	七二二、	二九六、	二〇六、	二四		.	
	お同合上三	查合	のき施	0		(、〇回	九一		= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	
二九	ち合格数	格状況	の要がある。 き点が少くな	00 1	六〇六二	四二		三 五 五 五 八 三	E 0 E 0	
	合年	OL.	の要がある。		त्त्वा					
七六・三	格 度 率		ないので、職員状況、	五二、	四〇六、	五三	三三、〇七三	<u>=</u> <u>-</u> -	二八	
			ı	五七〇	○□七	三	9	_ مي	二八、二四八	4
	備		に 営 ・	0 -	七五	八	₫	九 二 八 十	三	
			これが整備充実につき一層指導運営全般について改善を要すべ	_	四七四・	七九	九 .	カ ハ カ ・・・		
			カー 実 で -			五	七	八匹		
			こつき 善							
	考		につき一層指導							
			_指 ず 導べ				•			

昭	和36	5年5	月24	日フ	k曜日	鳥	取	県	公	報	(号	外) 🦸	第39	号	36	
	1	現		現年過年度別		2	備考 1	•		今	\		施設	肢体不自由児		
āt	西部	中部	東部	所別	一措置費	体不自由児施	本表昭和二十五	· 計	西	中	東	計	西	中	東	
九九七、五八六	四八四、五八七	二八四、六五七	二二八、三四二	調定額	負担金収納状	設費負担金は年度中	五年十二月分による。	四八五	部八〇	部一五三	部二五二	八一	部	部一八	部	_
六九七、〇八九	二八〇、二四	二一三、四八九	二〇三、三五二	収入済額	八 況	中途から算定方法が		三四四	五四	二八	<u> </u>	五二	二九	七	一六	
九三〇〇、四九七	八二〇四、三三九	九七一、一六八	二四、九九〇	収入未済額	•	肢体不自由児施設費負担金は年度中途から算定方法が変つたため区分して作成した。		二五・六 一二七、	六七・五 六八、	一八・三 三一、	六・七二八	六四・二 六〇、	九三・五四二、四二、	三八・九	五〇・〇	-
七二六九・九	九 五七・八	八七五・〇	八九・一	 収 入 率		作成した。		、八二七	、四七三	五四四	二八、二〇〇	110111	、四七四	九〇九	八二〇	
3								1,0111	一、二六八	-; -= =	六七一	一、一五八	一、四六五	九八七	六七六	

訓

戒 分

誓

約

区

度

名

置

昭和36年5月24日

水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号 九 支障があるので、保護金品支給明細書等作成事務は社 適正化を期すべきである。 を図る要がある。 会係にうつし、事務処理方式の集約によりその台理化 おい地区担当員の現業活動にしわよせされその処理に き作成されていないので、 事務処理の合理化について なお、これに付帯した保護金品支給台帳は中部を除 生活保護事務は複雑多岐にわたつているため、 計

(1) 経理出納事務処理につき次の点畄意されたい。 特殊勤務実績簿にその時間を記入すること。

東

(2)保護費返還金(分括収納分) (中部) の早期収納を図るこ

推進、

五四〇・三〇 九二五七五 (3) 五九 保護費返還金の取扱いに検討を要するもの 六〇・ 八

があつ

西中

部部

五五

一 一 六

四八・五

三四四

 \equiv 一七

五二・〇

同上のうち三五年度から三施設休団

五〇・

0

Ξī.

た。 (西部)

いき

児 童 相 談

米子児童相談所 荻原 三六、

一〇監査

監査委員

(中部は実施中で効果をあげている)

これが整備と、 照合確認の

倉吉

三六、

二、二〇監査

監査員委

松本、 荻原

三六、 三、一三監査

中央〃

児童福祉行政の第一線機関として健全育成対策の積極的 昭和三十五年度にかかる各児童相談所の定期監査は、 監査委員 松本、 荻原、 井上

としての機能が適正に果されているか等につ き 実 施 非行児の早期発見とその対策、 措置等中枢的機関

た。 機構の整備充実と職員配置の適正化について 非行青少年激増の実態に対応し逐次積極的健全育成 その結果各所の共通的事項は次のとおりである。

当局は検討善処の要がある。 等、これが機構の合理化とこれら職員の格付につき県 指導係の整備充実、とくに専任心理判定員の完全配置 その機能を充分に発揮する段階に至つていない。判定 対策に努力しているが、機構人的組織等は強化を見ず

置につきとくに配意されたい。 業務の執行に支障が見受けられるの 乏しい職員が配置されているため、 また職員配置の実態をみると、 との面 適正な相談、調査 で、 これが適正配 の知識経験の

鳥

取 県 公

水曜日

児童福祉司活動の推進について

Ξ 場の新設について検討考慮を望む。 ため、 心理学的方法による治療が可能とされているが、この **|** | おる体制をとるべきである。 の早期発規、並びに補導等法的任務に積極的に活動し の使金である外部活動が阻害されている。 務の中心である児童福祉司は内部業務に追われ、 短期治療設備の整備について なお、 最近、 児童相談所職員数が基準に達しないため児童福祉業 遊具並びに心理療法関係書整備、 危険性の早期予測方法についての研究が進み、 相談に対する措置の実績は次表のとおりであ 室内外の遊戯 要保護児童 本来

 \equiv 実 四 五一 中 施 \equiv 状 一四七 五, 況 增 央 調 九六 減 (三四年度四月) \equiv 四 八一 倉 \equiv 11 一三月月 六五 Ŧi, Δ (米子一二月まで) 增 減 一六 \equiv \equiv 四 \equiv

五.

=

五.

增

滅

備考

子

五 活動経費について

3 2

米子は保護者との懇談の場を持ち伸長は目ざましい。

倉吉は箇所数の増加に比し人員の減少は赤痢の集団発生による。

である。 米 倉 中

四 巡回相談について

1

各所とも努力し伸長の傾向をたどつていることは結構 巡回相談の計画に対する実施状況は次表の通りで、 てとに、 学校保健法の実施に伴い、

巡 口 相 談 実 施 知能精密 状 況 表

望む。

連けいを図り、 検査の唯一の 多くなつているが、なお、 0 機関として遅滞児等就学相談指導が漸次 巡回相談の円滑化につき一属の努力を 学校及び関係者等と緊密な

米倉中 子吉央 四四四 月月月 TTT 二一二月月月

<u></u>	<u></u>	五五七	·	二六九八	ー ブ	王 〇 匹	<u></u>		青
. →	_	八	. 四六	11. 七三〇	· 六〇)		子	十
Δ	五,	五八七	四二	五二五	四七	五〇四	四二	吉	启
Δ	۵ ====================================	一、四八六	九七	一、四六三	七四	1	五六	央	41
対象人	個所数	対象人員	個所数	対象人員	個所数	対象人員	個所姓		別
減	增	期実施	前年同	施	実	画	計	/ 分	

0.0884 取 県 公 報 (号外) 第39号 40 昭和36年5月24日 水曜日 鳥 施 設 指導委託 収 容 未 そ 高表数表護施設設 児 社 児 肢体不自由児施設 会福祉主 童 処 Ø 員 事 司 他 親 理 $\stackrel{-}{\vec{\cdot}}$ 二六八 五三九三三四 四八 八四二 九 五三 三 三 五 四 三 \equiv $\equiv = =$ Δ Δ Δ 八三七 一六 五 二 \equiv 四

二四

九九七 五〇〇 五二 그 大 五八三二二八 四 六二九 七六一 四三二 四四 三八一 二六一四 一六 \triangle Δ \triangle Δ Δ \triangle \triangle 三六八 三九一

六八 ___ \equiv = = = =→ 四 七八七 五〇八 九九八 四四 九五三二八七

八八九九 三七二 $\overset{\bigcirc}{:}$ $\frac{1}{0}$ 二三九 74 六

三六 五七二 五 八 \equiv - \equiv 六

7

計

=

五七七

八

Δ

七六六

保

護

二六九

一八〇

 Δ

八九

鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号 42

昭和36年5月24日

合

計

米 倉

子盲央

中

水曜日

区時

護

所

分 保

淵

昭和36年5月24日 水曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第39号

がある。 3 2 ている。 (米子)

六 経理出納その他事務処理につき次の点畄意検討の要 一層正確を期すること。 職業補導費として中学生に通学用パス代を支給し 保護金品寄託が遅延している。 一時保護日誌 (人員) 及び給食材料の出納記録は (米子)

(米子)

た。 特殊勤務手当算出基礎の相違しているものがあ (倉吉) う

5 一時保護の人員は握に不充分なものがあつた。

> 未決定となつているので完全就職につきなお努力され 卒業見込三四名のうち鳥取市保育所就職希望者五名が

に乙類選択 学院の教科課程は甲類必須 保 育 専 (二七〇時間) 門学院 監査委員 昭和三十六年二月二十二日監査 を必須科目として一〇〇単 (八七単位) 郎 並び

 $\equiv \equiv \equiv$

五四〇

四〇

監査時現在

入学年度 たい。 区 六 五 四 応 募集人員 募 三五 状 況 応募人員 八 八 八 五 八 八 表 入学人員 三四四

考

講防止につき一層創意工夫されたい。 員で時間のうめ合わせを行つている状況であつた。欠講による計画変更時間が多くこれらの大部分は専任職 その執行状況の内容を検討してみると、兼任講師の欠 力していた。 応募並びに就職状況は次表の通りであるが、 計画に対する実績は五時間超過する見込であつたが、 本年度

計画教育の執行運営に努

位二、五八〇時間を編成し、

通 周月(0)) M3(0)) 15000月 1117(0)) 費 1000 旅 費 特 别 1117000 旗 舋 費 用 #i1**~**000 弁 償 上円 研 修 三六、三元 旅 費 円円 調 五九、六七〇 二、150 整 三年00 三、六六0 第7000日 分 合 六三、た八〇 盟(1六0 1年7月00 110、000円 た 奈0 計

考

	米 子	倉吉	中央	所別区分普	児童相談		は次表の通りで、
売か 、 000	1三六000	丸0,000	E000,11141	通旅費	所費	旅費	特別旅費、
111,000	000 rt	图 000	10,000五	特別旅費	-	令達	費用弁償及び研修
#I, 000	118,000	1 11, 000	1年、000円	費用弁償		状況	修旅費を
三六三元	至1、000	三天、三九0	用0000円	研修旅費		表	に福祉司活動
元(五)	117,400	14,810	1六:100円	整分	73.		の促進に支障が
六元、八00	1110,400	1年0、400	三大4、三00円	合計			が認められる。
				備考			•

活動経費とくに巡回相談等に対する旅費の令達状況

控除すれば、 に福祉司活動の促進に支障が認められる。

実質的活動旅費は僅少で、 巡回相談並び

V

三四

ī

1 =

]] 四

11 11 11

11 =1 =1

 \equiv

三五

 \equiv

I

|三 一二 三三

三五

県県 **外**内

ı

区

分

就

職

状

況

表

卒業者数

保

所

養護施設

精薄施設

施盲 ろ う

施不設自

そ

他

職

就

慰問金

慰問金品等の受払状況は三六年二月二〇日現在

三 現在寄宿舍に入寮しているものは一年生一一名、 としての活用につき検討の要がある。 年生七名で定員に対し三名少い。生活指導等教育の場 経理出納その他事務処理につき次の点畄 講師に対する賃金の支出が遅延しているものがあ 意 5 れ

た

しそのつど登載整理すること。 入学選抜手数料収入は収入証紙徴収整理簿を作成

> 養 老 監査委員 昭和三十六年二月二十三日監査 荻 原 治

院長ほか六名(うち臨時職員二名)の職員で、監査

事業費でまかなうほか、一般慰問金品、 時現在五九名(男 金等により円滑なる運営と保護に努力していた。 施設の整備については事業費二四九、 月一人当二、 三五名・定員六〇名)の収容委託を 一三五円 (冬季二、 共同募金配分 〇〇〇円で炊 一九〇円)

1 0

環境の整備を図つて

事場及び給食室の補修を実施し、

通勤手当確認簿の整理を厳にすること。

获 原 冶 耶昭和三十六年二月九日監査

栄養士の設置につき国に要請されたい。 童の保健衛生並びに給食の完ぺきを期するため保健婦 未だに実現を見ていない。これが早期実施と、 専任職業指導員配置については毎回指摘しているが 収容児

朽化し、 な点が多く何れも緊急整備の要がある。 と認め難い。なお、 施設については、 かつ採光、 炊事室、食堂も構造、 換気が悪く、福祉施設として適切 とくに、四号並びに二号寮舍は老 設備等不備

局は検討善処の要がある。 団化並びに隣接地の買収等校地の拡充整備につき県当 散し学校運営上支障があるので、 当施設の校舎敷地、運動場、実習地等は八ケ所に分 交換分合等による集

経理出納その彦事務処理につき次の点畄 意 3 れ た

四

共同募金

水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第39号

支出額

三五 四三

差引残額

七六〇円 八四〇円 五六〇円

受 入

額

〇四〇円

越 額

二九九円

入 額

三五 二四

000H

差引残額 額

九一〇円

で、このほか、 米三一三キログラム、 三八九円 モチ二〇四キロ

昭和36年5月24日

も配意し、処遇改善に努力していた。 経理出納その他事務処理につき次の点畄 意 3 れ

生産物引継ぎに検討を要するものがあつ

tz

同引継簿の内容整備につき慎重を期すること。

1 ()

事業費予算執行につき検討を要するも

の

が

あ

つ

新築による収容定員一二〇名の引き上けが望まれる。

精神薄弱児の多くは虚弱体質で罹病率が高くこれが

が待機児童数を考慮し、

女子集合寮

(定員三六名)

た。

2

パン委託加工契約を締結し且つ、受払の明確を期

すること。

00897県 報 (号外) 第39号 公 水曜日

4

支障を来たしているので善処の要がある。 を期されたい。 また、 クリ ーニング外交員は八月より欠員で指導に

士と共に基準制定方につき国へ強力に要請しその実現 保護指導の面からも保健婦の設置は緊要である。栄養

Ξ の要がある。 損傷が多く、 クリーニング職業指導に使用している単車は老朽し 当施設の立地条件等からして早期に更新

四 夫研究すべきものがあり、 ある。また給食材料のより効率的な購入方法につき工 が年間を通しての計画的な実施に配意を要するものが 委員会を設け栄養献立に畄意して運営に努力している 受けられたので給食事務の効率化、 の受払、諸帳簿の記録整理についても不充分な点も見 収容児童の給食については関係職員による給食管理 なお給食人員のは握、 適正化につき一層 材料

施設整備については年次計画策定により、 監査委員 昭和三十六年二月二十日監査 原 治 利 本年度は、 治 郎

本館並びに男子集合寮及び男子職業指導寮のほか、 指導員公舍等三六、 財県国 売費補 七八〇千円 二七、六一〇一〇 と以て一、〇一〇)

園

新築に着手監査時施工中であつた。

施設整備に伴 い収容定員も八名増の八四名となつた

1.7

Ŧi. 努力の要がある。

्र 経理出納その他事務処理につき次の点畄 ク リーニング納品書(受取証)に受取印のないも 意 3 れ

ŤZ

散見された。 の、金額並びに受取年月日、 納品者名の記入も れが

ニング未収整理につとめること。

生産物引継の合理化を図ること。

学 監査委員 昭和三十六年三月二十八日監査 松 本 利 治

積

原 治

郎

収容定員一二〇名 (ろ う 九三〇名) に対し一月末

四名 独立自活能力 Ø

ん養に努めていたが、 (ろ 盲 八四名) 収容保護し、 盲学校における盲児就学(就

47

学率六〇%~

七〇%)

の勧奨に伴つて当学園の盲児定

備のほか、定員九○名時における調理室の増改築並び 員を四○名に引き上げるものとしての盲児寮の拡充整 の要がある。 に洗たく物干場の新設、屋上モルタルの補修等に善処

局は善処せられたい。 請さるべきであり、また職業指導員の配置につき県当 養士並びに保健婦を設置基準に追加されるよう国へ要 は二〇名のほか盲学校派遣一名で運営しているが 児童福祉施設最低基準(省令)に対する職員の状況 栄

る。 置がないため利用されていないことは考慮 職業指導室を整備して二年経過したが、 指導員の 0 要が 配 あ

四 (,) 経理出納その他事務処理につき次の点畄 意 3 れ

1 予算執行に検討を要するものがあつ

2 パン委託加工契約を締結すること。

3 給食材料受払簿の記帳整理は、一層正確を期するこ

工

業

試

験

昭和三十六年三月九日監査

監査委員

松

利

るので、

主管当局はこの点充分考慮し、

行政効率の向上

れ

界育成面における行政指導に調和を欠く面が見受けら

原 本

治 善

> 郎 治

上

報 (号外) 第39号 公

を期すべきである。 なお、 織体制に根本的検討を加え適切なる措置を講ずること 術陣容強化は急務と認められるので、 術関係四名配置しているが、中でも木材工業部門の技 め三名、計一三名で、 材工業部に二名あて、 用している。 名(窯業、醸造、製紙各係二名あて)産業工芸部、 職員は現在場長以下二三名と事業費支弁職員四名 細部事項は概ね次のとおりである。 このうち研究職員は主任を含め化学部 他は庶務関係五名と各部門に技 境港分場(染織)に分場長を含 県は本機関の組 木 六

置くほか、本年度試験設備 いるが、 継続的に実施し、 として清酒の品質向上に関する数十項目の試験研究を 醸造部門では、 最近では味噌、 その結果の業界反映に努力してきて 前年度に引き続き業界指導に重点 醬油等一般食品業界からの指 (九〇万円)を整備し、 主

漸く本来使命に副つてその端緒が認められる。 化に努めていた等、 めていたことは同慶に堪えない。 醸造及び木材工業部門では業界の認識と密接なむすび付 業界指導は各部門別に研究結果をもとに活発化し、 今回の監査はその運営状況につき実施した。その結果、 力を置き、実地指導と技術普及に努めてきているので、 作研究に一応成功し、 に一層努力を要し、 きによつて、概ね軌道化し技術的にも可成りの成果を収 試験研究機関を縮少し、 他面 本機関の執行運営に当つては、過去数ケ年にわたつて これらの基礎的研究結果にもとづく技術指導と業 製紙、窯業部門については更にこの面への指導 また、 本機関の運営全般を総合的にみると これが企業化への機運造成と実現 県下各種企業界の経営改善に主 境分場染織部は特産浜絣の試 しかしな 既に

が必要である。

分野を考慮し、これらの受入体制について検討が望ま導依頼が激増しているようであるから農産加工所との 窯業、 製紙部門では施設の貧弱、

とが望まれる。 して実用工業品の量産を指向して基礎研究を重ねるこ 転換期にあつて、本機関の試験設備は逐次髙度のもの 導に乗り出しているが、 ため、僅かの試作研究を実施するほか、努めて業界指 に切換え、 業界打開策を究明し、また窯業設備も充実 製紙にあつては機械和紙への 研究費の僅少等の

四 中堅技術者と工員の養成等急がれている実態にかんが 業体の劣弱のため量産体制が整わず、業界施設の拡充、 に認められ、その需要申込は殺到しているが、 織物の試作に成功し、漸く本県せんい工業も内外市場 きである。 しめるためには、 染織部門(境港分場)では、既述したように特産的 県としてもこれらの助長策につき早急検討を要す また、 工員の養成その他業界指導をはか 本機関の施設設備を整備充実し、 -県内企

昭和36年5月24日

考究されたい。 ある程度の量産体制をとらしめることについても更に

Ŧ. 後指導等を実施し、更に試作研究につとめている。 因るものであるので、これが強化が急がれる。 置き、生産管理、 れは主として冒頭にも述べたように技術陣容の かし、業界指導は計画執行に欠げる憾があるの 指導を行うほか、 木材工業部では、前年度に引続き業界指導に重点 主管課と連けいし企業診断並びに事 品質の改善向上をはじめ、 各種技術 弱体に で、 ح を

要である。 工夫改善と執務体制の簡素能率化を図るよう善処が必 り爾後整理のものが可成り見受けられたので、 様式を作成し処屈しているが、 任出納員(研究員併任)を設け、 究員併任)ほか三名(内二名日日雇用)境港分場に分 長(出納員)ほか三名、木材工業部に分任出納員 経理出納その他庶務事務については、本場に庶務係 なお、機材運搬車購入について善処を望む。 中には形式的処理に終 会計諸法規に則り諸 研

試作品の原価計算は一層明確に

し、

売却評価決定

当初計画した諸研究、

調査は概ね実施してきてい

る。

かし、

過去の監査で屢々指摘しているように、

の荒廃防止復旧に関する調査等が追加されたけれども

試験研究調査は、

毎年継続中のものに加えて新に山地

年研究職員の役務比重が増加し、

これを研究部門別の

担当職員数及び研究費等についてみると次表のとおり

、このうち担当職員の内業(場内試験、

研究

おくこと。

試作研究に伴う設計、

実施記録は厳格に整理して

別に早期整理し、

斯業の発展に資し得るよう組織運営

ある。

軽減措置に畄意し、 の合理化に検討を要し、

内部執行体制の確立を期すべきで

さらには職員の外業役務等の

要することはもちろんであるが、これらは努めて段階

格上試験研究の最終的結論を得るには、

長年の歳月を

水曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第39号

部

門

别

研

究

費

職

数 計

研

究

員

補 員 助

者

研

究 人

費 当

延 内

人

外

比

業 績

費

業人

三十四

年

度実 内

員 夫

部

門

別

担

当

職

員

数

等

調

(単位千円)

経

部

二〇九

 \overline{c}

四六

二四七

三八

八 一 九 九

 \equiv 三四四

七八六八六八六

8

 \equiv

一六八

昭和36年5月24日

造

'部

種 苗

二八二

森

土 森

理 壌 営

四九四

防

災

三三六

〇八

五,

二八二

四〇

一五五

51

合

Ξ

 \equiv

0

 \equiv 一四九

四六七

平均

平均

七0

特 森 育

殊 林

林

産

一四九

三四七

三四七

八、

五六

四四四

100

五七

七二

二八

11110

のもとに資すること。

6

委託加工、境港分場における手数料算定方式と受

託物品の数量確認は一層厳にすること。

であつて、

在庫製品の早期処分と部外団体に出品しているも

の整理の厳正。

度のもので検討してみると、外業に要した比率は全体 調査業務)と外業(現地業務)とに要した実績を前年

反面研究資料等の集計事務に毎年延べ

の内業資金を要し、

六〇〇人程度 の三割を占め、

の作業が遅れ勝ちとなつてい

つとも本機関

の性

1

調査資料の数字的分析、

判定、

検討等

郎 __

原 治

荻

監査委員

上 善

松

本機関の職員組織機構は前回

同様である。

他面各種

昭和三十六年三月十三日監査

口 司

2

生産物の一括引継処分は改めること。

慎重を欠ぐものがあつた。

試験研究に要する原材料等の購入時期、その他に

な

お

次の点畄意されたい

改めること。

施設使用料等の調定収納事務は実情に即するよう